

落下物を避けようと急ブレーキのクルマに後続車が突っ込む ◆十分な車間距離と前方の注視◆

2015/04/01 石川県警察本部 特別編集

3月28日午後1時15分ごろ、石川県の北陸自動車道で、路上の落下物を避けようと急ブレーキを掛けた乗用車に対し、後続車2台が追突する事故が起きた。この事故で乗用車に同乗していた乳児が死亡している。複数回の追突で乗用車は中破。後部座席に設置されたチャイルドシートに着座していた生後2か月の男児は近くの病院へ収容されたが、頭部強打が原因でまもなく死亡。運転していた男性と、助手席に同乗していた21歳の女性も打撲などの軽傷を負った。追突してきた2台の乗員にケガはなかった。警察では後続車の車間保持や前方注視に問題があった可能性もあるとみて、事故発生の経緯を詳しく調べている。

子供たちを交通事故から守ろう！

新入学(園)期の安全旬間 4月6日(月)～4月15日(水)

4月は、子供たちが社会への第一歩を踏み出す時期！

親や大人が子供の手本となり、交通事故を防止しましょう。

<トラック事故防止4か条>

- ①危険予知能力を高める……事故回避の基本 (注意⇒おごり、怒り、あせり、疲れ)
- ②安全確認を励行する……特に、交差点通行時 ⇒ (同時に、構え運転)
- ③動作急変を排除する……特に、直線道路 ⇒ 進路変更・停止時等
- ④脇見・漫然運転を警戒する

バック時は 降りて確認 乗っても確認

追突、玉突き事故を防ぐ 交差点手前で止まる時は車1台分のスペースを空けて止まる

交差点 「右左確認／よ～し！」

飲酒運転で被害者を約1kmひきずる 被告に実刑判決

2015/04/01 特別編集

昨年6月、京都府で軽乗用車を酒気帯び状態で運転し、衝突事故の被害者を約1kmに渡ってひきずったとして、危険運転致傷の罪に問われた61歳の男に対する判決公判が27日、京都地裁で開かれた。裁判所は懲役4年6か月の実刑を命じている。問題の事故は2014年6月2日の午前7時40分ごろ発生している。交差点で、自転車に乗って横断歩道を渡っていた15歳の男子高校生に対し、交差点を右折進行してきた軽乗用車が衝突。クルマは路上に投げ出された高校生を底部に挟み込む状態で約1kmに渡って逃走。高校生は足に後遺障害が残る重傷を負った。運転していた60歳(当時)の男は酒気帯び状態だったことから、警察は飲酒運転の現行犯で逮捕したが、検察はクルマを運転する前に酒を購入し、事故当時は酩酊状態だったと判断。自動車運転死傷行為処罰法違反(危険運転致傷)の罪で起訴していた。裁判長は「被告は事故直前まで信号を順守するなどしていた」として、被告に責任能力があったことを認めた。その上で裁判長は「酒を飲みたいという、被告の自己中心的な動機が招いた結果は重大であり、斟酌する事情は皆無」として、被告に対して懲役4年6か月の実刑判決を言い渡している。

雨降り、カーブ曲がり切れず ガードレールに衝突 女性死亡

2015/04/01

31日午後11時半ごろ、熊本県の国道で乗用車がガードレールに衝突し、運転していた女性が死亡しました。後続車の女性を見つけ、警察と消防に通報しました。現場は片側1車線のカーブで、当時雨で路面がぬれていたということです。警察は女性がカーブを曲がりきれず、ガードレールに衝突したとみて事故の原因を調べています。

軽乗用車が縁石にぶつかり、反対車線の壁に衝突、死亡

2015年3月30日(月)11時48分

28日午後10時30分ごろ、福島県の県道で「車が事故を起こしている」と近隣の女性から119番通報があった。現場にあった軽乗用車の車内から、飲食業渡男性(57)が見つかり、病院に運ばれたが、間もなく死亡した。男性が走行中に道路左側の縁石にぶつかり、その後、反対車線のコンクリート壁に衝突したとみて原因を調べている。